

焼却施設の維持管理計画

焼却施設（江別市角山69番地9、同69番地10）

(1/3)

(1) 受入時の産業廃棄物の確認方法・処分方法に関する事項

- ①有害物質の有無の確認
- ②産業廃棄物の種類の確認（受入物の確認）
 - ・マニフェスト伝票の徹底
 - ・顧客の情報（委託契約内容）
 - ・搬入物毎の目視確認（許可品目・危険物）、組成分析
- ③受入量の確認
 - ・計量機（トラックスケール）にて計量
- ④受入不可物搬入の際の対応方法
 - ・受入を拒否する

(2) 焼却施設の運転説明書の整備に関する事項

- ①開始・終了時の設備の維持管理方法
 - ・運転操作マニュアル（別添参照）に従い行う
- ②冬期間・気温低下時の対応
 - ・炉停止時の水抜きを考慮した配管ルート、水勾配とする
 - ・凍結の恐れのある機器は風除けの設置を行い、配管は電気ヒータを施工する

(3) 設備の点検・整備に関する事項

- ①日常点検（点検箇所、点検内容、点検方法、点検頻度）
- ②月例点検（点検箇所、点検内容、点検方法、点検頻度）
 - ・保守点検リストのとおり行う。
- ③ばいじん等の除去方法
 - ・ばいじんは、バグフィルタで捕集し、二軸パドル式の調湿装置でばいじん、薬剤及び水を均一に攪拌・混合し、コンテナに保管し、適宜搬出する

(4) 排ガス検査等の実施に関する事項

- ①排ガスのばい煙濃度、排ガス及びばいじん等のダイオキシン類の達成目標

排ガス	・ばいじん (g/Nm ³)	0.08以下 (O ₂ =12%換算)
	・硫黄酸化物 (Nm ³ /hr)	K値5以下 (O ₂ =12%換算)
	・窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³)	200以下 (O ₂ =12%換算)
	・塩化水素 (mg/Nm ³)	280以下 (O ₂ =12%換算)
	・ダイオキシン類 (ng-TEQ /Nm ³)	2以下 (O ₂ =12%換算)
- ②排ガスのばい煙測定に係る頻度
 - ・ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素 6ヶ月に1回以上
 - ・ダイオキシン類 年1回以上
- ③燃え殻、ばいじんに係る頻度
 - ・溶出試験項目（埋立基準項目） 年1回
 - ・含有試験項目（ダイオキシン類） 年1回

(2/3)

(5) 設備に異常を生じた際の措置に関する事項	
①	設備に異常を生じた場合の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・異常のある機器を調査する ・原因究明、処置に時間がかかる場合、即プラントを停止する ・原因究明、それに対応した処置を行った場合は、プラントを再起動する
②	排ガス測定結果異常時の措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントを停止し、各機器並びに分析精度を含めて調査し確認した後に、再測定を実施
(6)	維持管理の記録及び記録閲覧方法に関する事項
①	記録事項、記録方法、記録の保存期間、記録の閲覧場所
	<ul style="list-style-type: none"> ・記録事項 … 維持管理に関する点検、検査、その他措置内容 ・記録方法 … 点検記録票、機能点検記録票及びその他の措置の記録簿等 ・保存期間 … 3年間 ・閲覧場所 … 管理棟内
(7)	その他
①	投入方法
	<p>炉内への廃棄物投入は、炉内運転状態を計器及びカメラを通して十分確認して行う。また、廃棄物は、ピット内で充分攪拌を行い均一なごみ質にしてコンベヤで定量投入する。</p>
②	飛散・流出防止、悪臭発散防止及び地下浸透防止措置
	<p>廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために、屋内覆蓋付き汚泥ピット、コンテナあるいはドラム缶に貯留する。ピットは地下浸透を防止する鉄筋コンクリート造とする。また、ピット周辺の空気は送風機で吸引し、燃焼空気として炉内に送り熱分解させる。</p>
③	騒音・振動防止措置
	<p>騒音・振動の小さい機器を採用するが、特に大きな騒音機器は屋内あるいは防音材等で防音する。振動については強固な基礎にて防止する。</p>
④	害虫防止措置
	<p>施設内は清掃を励行し、廃棄物は受け入れてから長時間貯留せずに処理することで害虫の発生を防止する。</p>
⑤	燃え殻・ばいじんの保管状況と処理方法
	<p>ばいじんは薬剤処理（キレート処理）し、燃え殻とばいじんを別々に保管し、弊社の管理型処分場にて埋立処分する。また、燃え殻、ばいじんが特別管理産業廃棄物に該当した場合は、飛散しないように一時保管し扱える業者へ委託処分する。</p>
⑥	施設稼動時の管理
	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回点検及び中央管理を行う
⑦	取り扱いマニュアル類
	<ul style="list-style-type: none"> ・運転操作マニュアルによる
⑧	保管施設の維持管理方法
	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク類及び防液堤の亀裂の有無を点検する ・貯留ヤードの外周仕切りに損傷等がないかを点検する ・建屋の屋根に漏水や損傷がないことを点検する ・雨水が廃棄物に直接かられない状態であることを確認する

維持管理に関する記録及び閲覧方法

廃棄物処理法施行規則第12条の7の3（記録する事項）に基づき記録する。

維持管理に関する記録	備え置く日
イ. 処分した産業廃棄物の各月毎の種類及び数量	翌月の末日
ロ. 燃焼ガス、煙突排ガス中の一酸化炭素濃度 (1) 測定を行った位置 (2) 測定の結果の得られた年月日 (3) 測定の位置	実施した日の属する月の翌月の末日
ハ. ばいじんの除去を行った年月日	翌月の末日
二. ばい煙量、ばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物）、ダイオキシン類 (1) 排ガスを採取した位置 (2) 排ガスを採取した年月日 (3) 測定の結果を得られた年月日 (4) 測定の結果	措置を講じた日の属する月の翌月の末日
閲覧方法 :	<ul style="list-style-type: none"> 記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間とする。 備え置き、閲覧に供するとともに、閲覧の求めがあった場合にあたっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこととする。

※維持管理記録簿の置く場所と時間は、管理棟内とし、時間は営業時間内とする。

また、維持管理計画書の詳細については、閲覧可能とする。

なお、測定・記録は維持管理基準（省令）に準拠するものとする。

省令第4条の5第1項第2号

ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
リ	集じん機に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。